資料４－１

消防用設備の配管の基準について

１　消防用設備の配管の基準（配管の材質等）について

（１）配管

・　日本工業規格Ｇ三四四二（ＳＧＰＷ)、Ｇ三四四八（ＳＵＳ－ＴＰ)、Ｇ三四五二（ＳＧＰ)、Ｇ三四五四（ＳＴＰＧ）若しくはＧ三四五九（ＳＵＳ―ＴＰＤ）に適合する管又はこれらと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有する金属製の管

・　気密性、強度、耐食性、耐候性及び耐熱性を有するものとして 消防庁長官が定める基準 に適合する合成樹脂製の管

（２）管継手

・　金属製の管又はバルブ類を接続するものの当該接続部分にあっては、金属製であって、かつ、消防法施行規則第 12 条第 6 号ホの表の上欄に掲げる種類に従い、それぞれ同表の下欄に定める日本工業規格に適合し、又はこれと同等以上の強度、耐食性及び耐熱性を有するものとして消防庁長官が定める基準に適合するものとすること。

・　合成樹脂製の管を接続するものの当該接続部分にあっては、合成樹脂製であって、かつ、気密性、強度、耐食性、耐候性及び耐熱性を有するものとして 消防庁長官が定める基準 に適合するものとすること。

２　合成樹脂製の管及び管継手の基準における管等の性能について

屋内消火栓設備及び屋外消火栓設備の場合、次の試験を行った場合において、それぞれ合格するものであること。

・漏れ試験
・耐圧試験
・破壊試験
・水撃圧試験
・曲げ試験
・引張強度試験
・押しつぶし試験
・衝撃試験
・長期静水圧試験及び繰り返し温度試験